

制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び室蘭市契約に関する規則（平成12年規則第21号）第11条の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和6年4月22日

室蘭市長 青山 剛

記

1. 入札に付する業務の内容

- (1) 入札番号 No.1
- (2) 件名 市道舗装補修業務委託
- (3) 期間 令和6年5月21日から令和7年3月31日まで
- (4) 仕様等 仕様書指示のとおり
- (5) 業務概要 舗装面の欠損部補修及び補修に伴う舗装版切断、取壊し、運搬・処理等。
砂利道の凹凸など、道路管理上必要な路面整正

2. 入札参加資格

入札参加希望者は、次に掲げる条件をすべて満たす者

- (1) 2023～2026年度室蘭市競争入札参加資格者名簿に業務委託中「道路関係一管理」に登録がある者で構成員は3社とする。
- (2) 特別共同企業体の代表者は過去10年間に元請けもしくは特別共同企業体として、室蘭市発注の「市道舗装補修業務委託」の受託実績を有しているものとする。
- (3) 各構成員は、業務処理責任者に次の技術者を配置できる者とする。
 - ・ 1級舗装施工管理技術者または2級舗装施工管理技術者
- (4) 室蘭市内を本店、または支店、出張所、営業所の所在地として営業している者
- (5) 室蘭市内に本店を有していない者にあつては、過去3年間に元請けとして、室蘭市発注の道路除雪・融雪業務委託の受託実績を有している者
- (6) 地方自治法施行令第167条の4の競争入札参加排除の規定に該当しない者
- (7) 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、室蘭市競争入札参加資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けていないこと

- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者等経営状態が著しく不健全である者でないこと（更生手続又は再生手続の開始決定後、室蘭市から再認定を受けている者を除く）
- (9) 入札に参加しようとする者の間に次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者同士が同一の共同企業体の代表者又は構成員である場合を除く。）。

① 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社(以下「更生会社等」という。)である場合を除く。

ア 親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。

ただし、アについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

ア 一方の会社の取締役等が、他方の会社の取締役等を兼ねている場合

イ 一方の会社の取締役等が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記①又は②と同視しうる特定関係があると認められる場合

3. 入札の参加申請書等の提出期間、場所等

(1) 申請書等

入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加申請書に次の書類を添付して提出すること。

- ① 特別共同企業体協定書
- ② 入札参加申請受理表用紙
- ③ 配置予定技術者調書
- ④ 委任状
- ⑤ 類似工事施工実績調書（代表者のみ）

- (2) 提出期間 令和6年4月23日から令和6年5月9日まで
(ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く、午前9時から午後5時まで。)
- (3) 提出場所 室蘭市役所本庁舎4階土木課
(室蘭市幸町1番2号、電話0143-25-2601)
- (4) 提出方法 持参すること。(郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。)
- (5) 入札参加資格の確認
申請書等を受理した者のうち、入札参加資格のない者には、その理由を記載した文書により通知する。
- (6) 提出書類様式の入手方法
(3)の提出場所において無償で配布するほか、次のアドレスの室蘭市役所ホームページにおいて、ダウンロードできる。
<http://www.city.muroran.lg.jp/main/org2420/koukokuyoushiki.html>
- (7) その他
- ① 申請書及び資料等の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - ② 提出された申請書及び資料等は返却しない。

4. 入札保証金及び契約保証金の有無

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除

5. 仕様書等

仕様書等の閲覧は、次の期間、場所で行う。

- (1) 期間 令和6年4月23日から令和6年5月9日まで
(ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く、午前9時から午後5時まで。)
- (2) 場所 室蘭市役所本庁舎4階土木課
(室蘭市幸町1番2号、電話0143-25-2601)

6. 図面、仕様書等に関する質問の受付

図面、仕様書等に関する質問がある場合は、質問書を土木課へ提出すること。
回答は、急を要する場合を除き、原則として書面にて質問者へ通知する。

7. 入札執行の日時及び場所

- (1) 入札執行日時 令和6年5月16日 午前9時
- (2) 入札執行場所 室蘭市役所本庁舎4階会議室(土木課)

(3) 入札方法

- ① 入札書は持参すること。(郵送又はファクシミリによる入札は認めない。)
- ② 制限付一般競争入札参加申請受理票(市受付印押印済)又はその写しを入札開始前に提出すること。
- ③ 入札回数は、2回までとする。
ただし、第1回目の入札においての入札辞退者、入札遅参者及び無効の入札をした者は、第2回目の入札に参加できない。
- ④ 入札金額は、**単価額**とする。
- ⑤ 落札者は種別ごとに単価契約する。

8. 入札心得等

- (1) 代理人が入札する場合には、委任状を提出すること。
- (2) 入札書は、封筒に入れて提出すること。
- (3) 次に該当する入札は、無効とする。
 - ① 資格のない者がした入札、又は委任状を持参しない代理人がした入札
 - ② 記名押印のない入札書
 - ③ 金額を訂正した入札書
 - ④ 記載事項が不明確な入札書
 - ⑤ 入札者(代理人)が同一件名に2つ以上の入札をしたとき
 - ⑥ 入札に関し不正、不穩当の行為があった者のした入札
 - ⑦ その他、入札に関する条件に違反した場合
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数は、これを切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9. 支払条件

契約金額に応じて、請求書を受理した日から30日以内に支払う。

10. 入札の中止等

- (1) 入札までの間にやむを得ない事由のため、入札を延期又は中止することがある。
なお、中止となった場合でも、申請書等の作成費用は申請者の負担とする。
- (2) 落札の日から7日以内に契約を締結しないときは、この落札を取り消す。

11. 問い合わせ先 都市建設部土木課維持係
(室蘭市幸町1番2号、電話0143-25-2601)